

狭あい道路の拡幅整備に関する取扱い要領

第1 目的

この取扱いは、建築主等の理解と協力の下に、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する狭あい道路を拡幅することにより、安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 狭あい道路 法第42条第2項に規定する道路で、幅員が1.8メートル以上4メートル未満のものをいう。
- 2 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- 3 所有者等 敷地について所有権、借地権その他土地に関する権原を有する者をいう。
- 4 後退用地 敷地と狭あい道路の境界線と、法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなす線との間にある土地をいう。
- 5 隅切り用地 狭あい道路が他の一般交通の用に供される道と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所で通行上後退することが適当と思われる三角形の土地をいう。
- 6 拡幅整備 後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）を避難上及び通行上の支障がない道路形態に整備することをいう。

第3 市の責務

市は、この取扱いによる狭あい道路の拡幅整備に関する施策の普及その他狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 建築主等の責務

建築主及び所有者等（以下「建築主等」という。）は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めるものとする。

第5 事前協議

1 建築主は、次に掲げる行為の30日前までに、後退用地等に関し市長と協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出
- (2) 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による通知の提出

2 事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 後退用地等の範囲に関すること。
- (2) 後退用地等の権原に関すること。
- (3) 後退用地等の形態及び維持管理に関すること。
- (4) 後退用地等の工事に关すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 建築主は、事前協議を行おうとするときは、狭あい道路拡幅整備事前協議書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に2部提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 敷地及び後退用地等の求積図
- (5) 土地の登記事項証明書（後退用地等を市に寄附しようとする場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、事前協議が終了したときは、狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書（第2号様式）により、建築主に通知するものとする。

5 建築主は、1の各号に掲げる行為をする際、狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書の写しを添付するものとする。

第6 拡幅整備等

1 市長は、事前協議の結果、次に掲げる事項のいずれにも該当する

場合は、狭あい道路の拡幅整備及びそれに伴う測量業務（以下「拡幅整備等」という。）を行うことができるものとする。ただし、市長が特に整備の必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 後退用地等が市街化区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化区域をいう。）内の認定市道沿いであること。
- (2) 後退用地等について建築主等から市に寄附する旨の申し出があり、市長がこれを受納する見込みであること。
- (3) 当該拡幅整備等が第１に掲げる目的に資するものであると認められるものであること。

２ 市長が行う拡幅整備等は、原則として以下に掲げるとおりとする。

- (1) 後退用地等及び敷地の測量
- (2) 後退用地等の分筆及び所有権移転登記
- (3) 後退用地等の舗装及び境界見切壁の設置工事

３ 市長が行う拡幅整備の構造基準は、別紙に定めるとおりとする。

第７ 適用除外

この取扱いは、次に掲げる者が建築主等である場合については、適用しない。ただし、市長が公益上必要と認めた場合については、この限りでない。

- (1) 都市計画法第２９条に規定する開発行為を行う者
- (2) 法第４２条第１項第５号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者

附 則

- １ この取扱いは、平成２１年４月１日から施行する。
- ２ この取扱いは、施行の日以後に第６の１の(1)から(3)までに掲げる行為を行う者について適用する。

附 則

- １ この取扱いは、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ この取扱いは、施行の日以後に第５の事前協議を行う者について適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の狭あい道路の拡幅整備に関する取扱いの規定は、施行の日以後に行われた事前協議に係る取扱いについて適用し、施行の日前に行われた事前協議に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の狭あい道路の拡幅整備に関する取扱いの規定は、施行の日以後に行われた事前協議に係る取扱いについて適用し、施行の日前に行われた事前協議に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、都市整備部長決裁の日から施行する。
- 2 改正後の狭あい道路の拡幅整備に関する取扱いの規定は、施行の日以後に行われた事前協議に係る取扱いについて適用し、施行の日前に行われた事前協議に係るものについては、なお従前の例による。

別紙（第 6 関係）

拡幅整備の構造基準

1 舗装の端部構造

- (1) 舗装の端部に舗装止が必要となる場合は、見切壁を施工するものとする。
- (2) 見切壁工の構造は天端幅 15 cm、高さ 30 cm までとする。ただし、協議の上やむを得ないと認められる場合については、この限りでない。
- (3) 見切壁工の施工位置その他の舗装の端部構造に関することについては、建築主等と市との協議により決定するものとする。

2 隅切りの構造

- (1) 狭あい道路が他の一般交通の用に供される道と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所については、やむを得ない場合を除き、隅切りを設けるものとする。
- (2) 隅角を挟む辺長は等辺を原則とする。
- (3) 隅切長は 1 m 以上とする。

3 舗装の構造

- (1) 原則として、表層は再生密粒度アスコン（13） $t = 5\text{ cm}$ 、上層路盤は粒調碎石（M-30） $t = 15\text{ cm}$ 、下層路盤は再生下層路盤材（RC-40） $t = 15\text{ cm}$ とする。
- (2) 舗装止がない場合等で、道路以外の宅地を舗装する場合は、最小限の幅とし、官民境界位置は、金属鋲等で明示するものとする。